

付 議 第 14 号

高知県教育振興施設整備事業費交付金事業に関する議案

高知県教育振興施設整備事業費交付金交付要綱に基づき、黒潮町から提出された事業実施計画に関し、当該交付金の支出に係る債務負担行為の採択の決定にあたって、その内容が適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(34)前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要であると認める事項を決定すること。

別記

第1号様式（第6条関係）

黒潮企第255号

令和5年7月14日

高知県教育長 様

黒潮町長 松本 敏郎

令和5年度高知県教育振興施設整備事業費交付金の交付申請に係る事業実施計画書

高知県教育振興施設整備事業費交付金交付要綱第6条第1項の規定により、事業実施計画書を提出します。

記

1 事業計画額 461,746,000 円

2 添付書類

別紙 高知県教育振興施設整備事業費交付金事業実施計画書

高知県教育振興施設整備事業費交付金事業実施計画書

市町村名	黒潮町	県立高等学校名	大方高等学校
事業名	大方高校魅力化の取組を核とした交流施設整備事業		
地域（施設）の現状及び課題			
<p>黒潮町では過疎高齢化に伴う若年人口の減少が進行しており、それに伴い大方高校への入学数も年々減少している。その結果、校内で実施できる部活動にも影響を与え、部活動の選択肢が狭まることで更なる進学者の減少となり生徒数減少の悪循環を招いてきた。</p> <p>地域住民にとって、町内に高校が存在することは大変重要であり、地域に高校がないことで、進学を機に教育環境を求めて家族ごと地域外へ転居する例もある。これは、移住・定住を進める上でも障壁となることから、高校の存在は地域の存続においても重要となる。</p> <p>こうしたことから、黒潮町では大方高校存続のため、様々な活動に取り組んでおり、同校では生徒を積極的に学校外に出して異年齢の方や他校生との交流により生徒の成長を促している。中でも防災教育に関しては、日本一厳しい津波高の想定を受けている黒潮町が取り組む「津波犠牲者ゼロ」の目標に向けて平成28年度に開催された“「世界津波の日」高校生サミットin黒潮町”を契機に町との連携を強化してきた。地域の方と避難路の検証や備蓄倉庫の点検を始め、同校オリジナルの避難所運営ゲームの実践など、防災力の向上と合わせて生徒の成長に取り組んでいる。</p> <p>令和元年度からは、県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」に基づき、女子サッカー一部の創部や防災教育の推進といった高校の魅力化に取り組んできた。その結果、町外から女子サッカー一部への入部希望者や「地域みらい留学」により県外生が入学するなど、一定の成果につながっている。</p> <p>近年は進学者が約30名前後で推移していることから同数程度の生徒数を維持するとともに、高校魅力化の取組を通じ、幡多地域外からの入学生と合わせて1学年41名以上の学生数を継続的に確保していくことを目指し、町内唯一の高校を維持していく必要がある。</p>			
事業目的	<p>人材育成と地域の活性化を目指し、町内外から選ばれる大方高校を図る目的から、移住者や高校生が居住を可能とする施設を整備して地域を担う多様な人材を確保する。また、様々な年齢層が集まる交流施設となることで、本整備施設が地域活性化の拠点となり、学校と地域住民との間に顔の見える関係性が構築される。さらに高校生の活動に対する地域住民の支援や貢献の輪が広がりを見せるとともに、交流により生徒にとってもやりがいや将来を考えるきっかけにつながるなど、人材育成にも地域住民が寄与することで、同校の魅力化を地域の活性化にもつなげていく。</p>		
事業内容	<p>地域の教育力の向上として、黒潮町では計画する施設を拠点に公設塾を開講することで、町内に居住する高校生及び大方高校に在籍する生徒の交流を図るとともに、進路実現に向けた支援を強化する。</p> <p>また、地域外から進学を希望する生徒の寄宿舎としての機能を有することで暮らしの支えとなり、また、地域の住民と知り合う機会が生まれ、地域内外の交流による地域活力の繁栄に繋がると考える。この他、現在行っている移住定住施策を発展させ、移住検討者の受け皿になる居住空間が確保できることにより、そうした体制整備にも対応できる施設として活用することで、多様な人材の確保に繋がり地域の活性化に寄与すると考えている。</p>		

県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」及び各学校のアクションプランへの位置付け

(注) 高等学校の魅力化に寄与するものか、等を記入してください。

○学力向上・進路保障

効果的な教育課程の編成や教育方法の改善による基礎学力の定着、商業コースによる科目選択や資格取得の取組を更に充実させ、国公立大学等への進学から就職まで、生徒が希望する進路の実現を支援する。

○女子サッカー部の創部

「地域密着型」の女子サッカー部を創部し、将来のワールドカップ・オリンピック選手等の育成を目指すため、地元自治体や中学校他との協働をもとに強化策を展開することで、地元内外からの生徒数確保にもつなげる。

○地域との連携

コミュニティスクールとして、学校運営協議会を通じて行政機関等とも協働し、地域課題発見解決学習である「総合的な探究の時間」や「地域学」の取組を推進することで、将来、地域を支える人材の育成に努める。

○防災教育の推進

生徒による主体的な防災委員会活動の充実、保小中高の連携による避難訓練の実施等に取り組み、地域貢献を視野に入れた防災教育を推進する。

○生徒支援体制の充実

不登校経験や発達障害のある生徒等にも柔軟な対応ができる支援体制を整え、様々な学習歴や多様なニーズのある生徒へのきめ細かな支援を通じて、教育活動の更なる充実を図る。

予算議決時期	令和5年3月 設計業務 令和6年3月 建築工事(予定)					
総事業費	交付金 事業費	財 源 内 訳				交付金事業 対象外経費
		一般財源	地方債	交付金	その他	
円	円	円	円	円	円	円
461,746,000	16,724,000	2,832,000	11,060,000	2,832,000		445,022,000
交付金 事業費の内訳		設計費：16,724,000円 ※R5 管理費：4,191,000円 ※R6 建設費：432,331,000円(造成費込) ※R6 備品購入費(起債対象外)：8,500,000円 ※R6				
事業実施予定期間		交付決定の日 から 令和7年3月31日まで				
担当課・担当者 職・氏名等		企画調整室 企画振興係 係長 渡辺大和 (電話番号：0880-43-2177)				

※「県立高等学校を核とした地域の教育力向上及び活性化に関する計画書」を添付すること。

県立高等学校を核とした地域の教育力向上及び活性化に関する計画書

1 市町村名：黒潮町

高等学校：大方高等高校

2 事業名：大方高校魅力化の取組を核とした交流施設整備事業

3 事業計画

(1) 事業計画期間：令和5年7月 ～ 令和7年3月

設計：令和5年7月～令和6年3月

工事：令和6年4月～令和7年3月

(2) 事業の概要

ア 地域の現状と課題

◎教育環境の現状と課題

- ・黒潮町には、保育所が4か所、小学校が7校、中学校が2校と大方高校があり、町内で18年間子育てができる環境が整っている。
- ・しかし、黒潮町では過疎高齢化に伴う若年人口の減少が進行しており、大方高校への入学者数も減少してきた。大方高校に改編をした平成17年度は60名の入学者であったが、平成25年度に38名、令和5年度には36名となっている。
- ・生徒数の減少は、校内で実施できる部活動にも影響を与えている。中学校から高校への進学の間でも、部活動の選択肢が狭まることで生徒数減少の悪循環を招いてきた。
- ・地域住民（特に子育て世代）にとって、自宅から通学できる範囲に高校が存在することは大変重要である。地域に高校がないことで、進学を機に教育環境を求めて家族ごと地域外へ転居する例もある。これは、移住・定住を進める上でも障壁となることから、高校の存在は地域の存続においても重要となる。
- ・こうしたことから、黒潮町では大方高校存続のため、防災を核とした課題解決学習における連携、協働や、公設塾の設置、地域みらい留学への参画支援など様々な支援を行ってきた。

【表1】大方高校生徒数の推移（R5.5.1時点、単位：人）

	大方高校 新入生徒数の推移								
	H17	H20	H25	H30	H31(R元)	R2	R3	R4	R5
男子	27	26	12	20	18	10	11	11	20
女子	33	38	26	5	19	17	24	12	16
合計	60	64	38	25	37	27	35	23	36

- ・黒潮町内の小学校及び中学校の生徒数は1学年あたり50～70名である。町内中学校（佐賀中学校、大方中学校）から大方高校への進学率は、直近5か年で23.4%であることから、今後の見通しとして町内から11～16名程度の大方高校への進学が見込まれる。

【表2】町内小中学校の生徒数合計（R5.5.1時点、単位：人）

	令和5年度の町内小中学校生徒数								
	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
男子	26	32	29	37	30	29	40	26	41
女子	30	41	33	20	30	25	18	36	27
合計	56	73	62	57	60	54	58	62	68

- ・平成17年度に大方商業高校から現在の大方高校へと再編され、開校時から地域の人たちがまちの課題を解決するためのミッションを提示し、大方高校の生徒がその達成に向けて毎年取り組んできた。これを自律創造型地域課題解決学習と称して、黒潮町の特産品の開発、イベント開催など地域資源を生かしたアイデアや地域の人たちと高校生の出会いが生まれるなど、大方高校は地域の活性化の拠点となっている。

【表3】主な活動実績

ミッション	活動内容	成果	備考（年度）
「“あかつき館”の入館者を10倍にせよ！」	少ない予算で実施できるイベント等を提案。	「高校生プレゼンフェスタ2006」最優秀賞	平成17年度
「自然塩の販売を拡大せよ！」	大方の海水からとる天然の塩。この自然塩と一体的に町を売り出す方法を提案。	黒い塩「黒潮町の黒塩」の誕生に貢献 「高校生プレゼンフェスタ2007」審査員特別賞	平成18年度
「クジラ好きを増やせ！」	ホエールウォッチングの来場者増に向けたアイデアを提案。	「高校生プレゼンフェスタ2009」優秀賞	平成20年度
「流木で何かを作ろう！」	黒潮町の海岸に流れ着く流木。中にはおもしろい形のものもあり。これらを使ってオブジェ等を作成。	「高校生プレゼンフェスタ2009」優秀賞	平成20年度
「幡多の郷土料理を考える」	カツオたたきバーガーを開発。地元企業と連携して実際に販売。	翌年、第25回高知県地場産大賞『次世代賞』を受賞	平成21年度
「カツオたたきバーガーを銀座で売るぞ！」	先輩の開発したカツオたたきバーガーを東京の銀座「まるごと高知」で販売。	「高校生プレゼンフェスタ2012」優秀賞	平成23年度

<p>「グリーンレモンをPRしよう」</p>	<p>黒潮町産のグリーンレモンをPRするために商品を開発。パウンドケーキを作って販売。</p>	<p>継続して翌年にも取り組み、地元企業と連携してレモン1個分の果汁を使ったジュレとパannaコッタを組み合わせたグリレモコッタを開発し地元企業で販売。「全国高校生マイプロジェクトアワード2019」中四国 Summit 決勝進出</p>	<p>令和元年度</p>
------------------------	---	--	--------------

- ・また、大方高校では生徒を積極的に学校外に出して異年齢の方や他校生との交流により生徒の成長を促している。中でも防災教育に関しては、日本一高い津波高の想定を受けている黒潮町が取り組む「津波犠牲者ゼロ」の目標に向けて平成28年度に開催された“「世界津波の日」高校生サミット in 黒潮町”を契機に町との連携を強化し、地域の方と避難路の検証や備蓄倉庫の点検を始め、同校オリジナルの避難所運営ゲームの実践など、防災力の向上と合わせて生徒の成長に取り組んでいる。

◎今後の見込み

- ・令和元年度からは、県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」に基づき、女子サッカー一部の創部や防災教育の推進といった高校の魅力化に取り組んできた。取組の結果、町外から女子サッカー一部への入部希望者や「地域みらい留学」により県外生が入学するなど、一定の成果につながっている。
- ・近年は進学者が約30名前後で推移していることから同数程度の生徒数を維持するとともに、高校魅力化の取組を通じ、地域外（幡多地域以外のことをいう。以下同じ）からの入学生と合わせて1学年41名以上の学生数を継続的に確保していくことを目指し、町内唯一の高校を維持していく必要がある。

◎学校魅力化に向けた取り組み

- ・これらを実現していくため、令和2年度から具体的な取組として下記を実施している。
 - ①公設塾「黒潮町進学塾コンパス」の設置：生徒一人一人の希望進路の実現することを応援するため、基礎学力の向上や進学指導を展開する公設塾を設置。県内の進学塾として実績のある民間事業者に運営を委託し、進路実現の環境整備を行っている。
 - ②寄宿舎の設置：地域外からの生徒受入のため、黒潮町内にある民家等を転用した学生寮を設置。それぞれに生活をサポートするハウスマスターを配置し、単に生徒の食事面での世話や管理を行うのではなく地域とのつなぎや地域での活動のサポート等、生活を通じた教育的役割を担っていただいている。
 - ③地域みらい留学の推進：令和3年度からは一般財団法人地域・教育魅力化プラットフォームが主催する「地域みらい留学」に参画し、地域外からの入学生を受け入れている。居住地域の枠を超えて全国の中山間地域等の高校へ入学を希望する中学生とその保護者に対して高校のPRを行うことに加えて、地域体験ツアー等を開催している。「地域みらい留学」の推進により、令和4年度には3名（東京、大阪、長野）、令和5年度には1名（京都）の県外生が大方高校に入学している。
 - ④部活動の強化：西南大規模公園内の人工芝で整備されたサッカー場は、地元の少年サッカークラブのほか、合宿や大会などで多くの町外利用者が訪れ、交流人口の拡大に寄与している。その町内資源を

生かした部活動として、令和2年度に大方高校女子サッカー部を創部した。黒潮町では指導者にセレッソ大阪スポーツクラブから人材を招き、選手の育成とサッカーの普及活動に取り組んでいる。

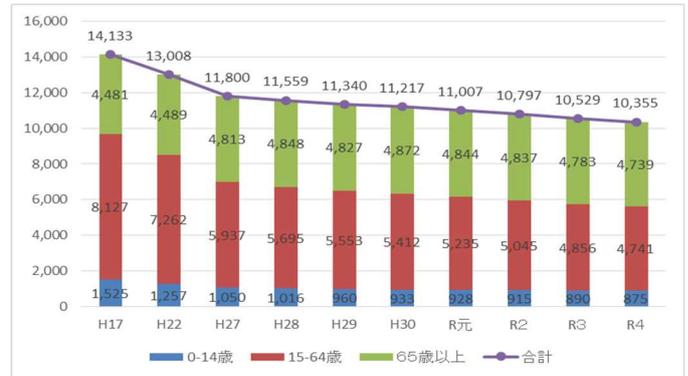
◎地域経済の現状と課題

■人口

黒潮町は高知県の西部に位置し、平成18年3月に旧大方町と旧佐賀町の2町が合併して誕生した周囲を海と山で囲まれた町である。

合併当初14,000人以上いた人口は地域の少子高齢化に伴い減少を続けており、令和5年3月時点で10,355人となっている。国立社会保障・社会人口問題研究所による、2015年国勢調査に基づく推計では2060年に総人口2,886人まで減少すると見込まれている。

また、単純に人口減少ということだけでなく、年齢構成も大きく変化し、総人口における年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合がともに低下し、老年人口（65歳以上）は上昇する見込みである。2040年以降には町の総人口の半数以上（56.7%）を老年人口が占めると予想されている。



▲総人口と年齢層別の推移（単位：人）▲

■課題

総人口の減少及び年齢構成の変化は、消費市場の縮小に伴う小売店の撤退・消滅、労働者全体の平均年齢の上昇と後継者不足による産業規模の縮小など、様々な変化を招くことになる。各地域においても、地域活動や行事の衰退・消滅だけでなく、地域によってはコミュニティそのものが衰退・消滅に至ることも考えられる。

こうした状況のなか、町の総人口の減少と少子高齢化の進行により、町の財政は逼迫し、現在の行政サービスを維持していくことは困難と考えられる。また、公共施設の再編・統廃合は生活インフラの維持・整備の遅れ、各種費用負担の増額など、町民生活に直結するレベルの様々な影響が懸念される。

■産業

大方地域では施設園芸や花卉、水稻を中心に栽培が行われ、農業が盛んである。また、佐賀地域では「土佐カツオ一本釣り漁業」が有名で、近年では完全天日塩も代表的な特産物となっている。

美しい砂浜や磯が続く海岸線と緑豊かな山々の広がる黒潮町では、自然環境を生かした「ホエールウォッチング」、「天日塩づくり」、「カツオのタタキづくり」などの体験型観光と土佐西南大規模公園を活用したスポーツツーリズムの推進により県内外から多数の訪問がある。

国勢調査による2020年の産業別就業人口は、第1次産業が1,113人、第2次産業が869人、第3次産業が2,940人となっている。就業者数は、1980年から2020年の間に3,371人減少しており、特に第1次産業の減少が著しい（1980年：3,230人、2020年：1,113人、減少率65.5%）。

■地震

黒潮町では、近い将来発生が予想されている南海トラフ地震において、最大震度7、34メートルの津

波高といった想定が示されている。この想定により、町外からの誘致企業のみならず既存の町内事業者においても、新規の設備投資が困難な状況を生むとともに、被災を恐れる住民が町外に流出する事態を招くこととなった。

しかし、こうした危機的な状況は、町の直面する課題を住民ひとりひとりが真剣に考える機会となり、町・事業者・地域住民が連携して取り組む黒潮町独自の津波防災をつくりあげることとなった。

また、防災と地域の魅力を活用した新たな製品開発や防災教育、防災観光といった新たな産業の創造につながっている。

日本一の地震津波想定という逆境を好機と捉え、町の特性・魅力を最大限活用したまちづくりを推進することで、先人から受け継いだ「ふるさと」である黒潮町を次世代へしっかりと引き継いでいくとともに、命をつなぎ、いかなる困難にも立ち向かい、黒潮町の将来を託すことのできる人材の育成が求められている。

黒潮町では現在の人口減少に歯止めをかけるという対症療法的な施策のみならず、産業振興による若い担い手世代やU・Iターン者の積極的な受け入れを促進し、町内定住者を増やす取組が急務となっている。

(1) 産業振興

産業振興においては、作物の高付加価値化や経済波及効果の大きい作物の生産拡大・販売促進、新たな製品の開発など地域全体の生産性を高め、地場産業の振興を図る取組を推進している。

近年、スポーツツーリズム（スポーツ合宿等）が大幅な伸びを見せていることから、黒潮町の成長産業と位置づけ、町内における消費活動につながる取組を展開している。具体的には、町内の運動施設を最大限活用したイベントや、豊かな自然を体感できるスポーツを発信していくことで町の持つ魅力を磨き上げ、交流人口全体の底上げを図る。また、本町を訪れるスポーツ観光客の中には、スポーツだけに限らず、町内の体験型観光メニューをセットでPRして行くことで町内各地への周遊と滞在時間の増加を送信し、宿泊のみならず飲食や小売りなど町内の様々な消費活動に結びつけるなど、経済波及効果を高めていく。

※スポーツツーリズムによる延べ宿泊者数の実績

357人（H23）⇒14,331人（R4） ※取組当初より約40倍に増加

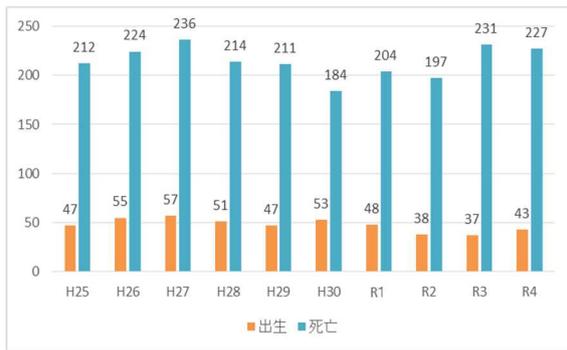
(2) 移住施策

黒潮町への新しい流れをつくるため、「黒潮町を知る」ことからはじめ、「黒潮町に住んでみたい」、「住んでみる」と順を追ったプロセスの構築を進めている。

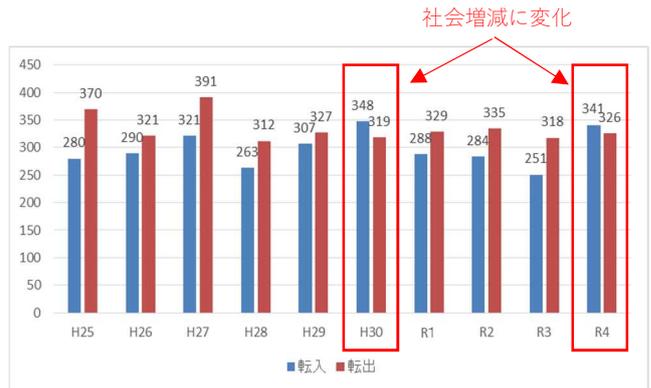
東京や大阪等での移住相談会への参加や黒潮町で盛んな一次産業への就業をベースとした情報発信など分野をまたがる事業展開にも取り組んでいる。

また、黒潮町では移住への相談窓口・受入体制として「移住相談員」を配置し、移住希望者のニーズにマッチするような住宅・生活情報を提供しており、移住後のサポートについても移住者交流会を開催するなどして力を入れている。

その結果、下表の「社会増減の推移」のとおり、社会増となる年度が発現するといった変化も見られ、黒潮町に魅力があると考えられる。



▲自然増減の推移（単位：人）▲



▲社会増減の推移（単位：人）▲

また、黒潮町で生まれ育った若い世代（10代後半から30代前半の世代）は、進学や就職により町から転出する傾向にある。この状況をできるだけ抑えるとともに「黒潮町に帰る」ということを意識してもらえよう、幼少期からの「ふるさとキャリア教育」の充実による意識醸成と産業振興施策や子育て支援施策と連携したアプローチが必要となっている。

イ 地域等の目指すべき姿

◎大方高校の目指すべき姿

・大方高校では、「目指す学校像」、「目指す生徒像」についてそれぞれ下記のとおり定め、位置付けた取り組みを着実に実施しながら、下記のような生徒を輩出できる学校を目指す。

<p>学ぶ姿勢・活動する姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○友達と協力して物事に取り組むことができる生徒【つながる力】 ○将来の進路を意識した学習を計画を立てて進めることができる生徒【マネジメント力】 ○物事の在り方などを深く考え明らかにしようすることができる生徒【探究力】 ○違いを理解し違いをもとに豊かな関係を築くことができる生徒【多様性受容力】 ○失敗を経験につなげるしなやかさをもつことができる生徒【レジリエンス】 	<p>目指す生徒像の具体</p>	<p>社会性・人間性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○場に応じた適切な言葉遣いができる生徒【コミュニケーション力】 ○場に応じた適切な行動ができる生徒【自立性・自律性】 ○規則やルールを守ることができる生徒【道徳性・規範意識】 ○白他大切に理解して人間関係を築ける生徒【人権感覚】 ○地域の力となり貢献できる生徒【郷土愛】 ○ゴールを目指して最後まで取り組もうとすることができる生徒【持続力】
<p>意欲的に学ぶ姿勢をもち、目標や志の実現に向けた進路選択を行う生徒の育成。 自己指導能力を身に付け努力を重ね、自己の成長や地域への貢献に力を発揮できる生徒の育成。</p>		
<p>目指す学校像</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生徒を力をもった存在と認識し「意欲を引き出す」ことができる学校 ○人権教育を基盤とした「開発的な生徒指導」を推進することができる学校 ○保護者や地域から信頼され「通わせたい」と思われる学校 	<p>目指す教師像</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自らを高めよう」とし続け「学ぶ姿勢」を基盤とした教師 ○生徒目線で課題を見つけ、自らの課題として改善しようとする教師 ○スクールアイデンティティ（S.I）をもち、生徒の「意欲を引き出そう」とする教師 ○同僚の課題ではなく良さを見つけ、同僚の力を生かせる教師 	

◎大方高校に期待する姿

・地域住民、特に子育て世代の住民が地域で暮らし続けていく上で、地域で暮らしながら教育を受けられることが重要である。このため、地域に唯一ある高等学校を維持・存続していくことは、これからも地域が存続していくために不可欠である。今後、本格的な人口減少に直面する中でも、根強く存続していくことを期待する。

- ・また、単に存続するだけでなく、大方高校での教育を通じて、生徒ひとりひとりの希望に寄り添い、それぞれの「自己実現」をサポートしていくことができる学校となっていくことが必要である。そのためにも地域外生徒の進学促進を図ることで、町内外の多くの生徒が交流し、魅力ある高校づくりを推進する。また、生徒たちが自らの「ありたい姿」を実現し、変化する社会の中でも世界に羽ばたいていけると、実感できる学校としていくことを目指す。
- ・加えて、教育は生徒たちだけでなく、地域で暮らす大人にとっても重要である。大方高校を地域に向けて開き、地域防災や社会教育の観点でも、高校の教育力を地域の振興につなげていくことが必要である。

◎大方高校を軸とした地域の目指す姿

大方高校を維持、存続させていきながら、人が暮らし続けていくことができる地域を目指す。

大方高校の教育力を地域に波及させながら地域振興や産業振興につなげることが重要である。特に「探究学習」と「防災教育」の2つのテーマは大方高校のみならず、地域にとっても必要な取組といえる。防災教育の充実や地域社会の発展に貢献し、地域を支えていくための実践を展開してきたことは、地域住民より高い評価を得ている。

高校生が主体性をもって様々な取組を行うことにより、小中学生といった若い世代のみならず地域住民への刺激となり、個人が持てる個性・能力を生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造し、個々の能力を社会のために生かす生涯学習社会の構築を目指していく。

また、町内に唯一の高校を人材育成における教育現場のひとつとして、町と高校が連携した取組を強化し、大方高校を拠点として、公設塾の充実や部活動を通じた町内スポーツの振興、住宅確保支援など大方高校の魅力向上を図る取組に対する支援を行い、生徒数の増加を目指す。また本事業を実施することで大方高校と地域が連携した活動による町の賑わい創出を推進する。

ウ 施設の内容、事業の目的・内容

(ア) 施設の名称

(仮) 黒潮町教育振興交流センター

(イ) 施設の場所

高知県幡多郡黒潮町入野

(ウ) 施設の目的、実施予定の事業等

■目的

人材育成と地域の活性化を目指し、町内外から選ばれる大方高校を図る目的から、移住者や高校生が居住を可能とする施設を整備して地域を担う多様な人材を確保する。また、様々な年齢層が集まる交流施設となることで、本整備施設が地域活性化の拠点となり、学校と地域住民との間に顔の見える関係性が構築され、高校生の活動に対する地域住民の支援や貢献の輪が広がりを見せるとともに、交流により生徒にとってもやりがいや将来を考えるきっかけにつながるなど、人材育成にも地域住民が寄与することで、同校の魅力化を地域の活性化にもつなげていく。

■内容

(地域の教育力の向上)

◎黒潮町の取組

黒潮町では、下記の大方高校の取組で示すように、資格取得に向けた検定へのチャレンジに関し、簿記検定により推薦入学できる大学が多数あるため、検定を活用した進路保障にむけて検定料の半額を支援している。また、基礎学力の向上、個性や才能を伸ばす機会を提供するよう大方高校に在籍する生徒に加え町内に在住する高校生を対象とした公設塾「黒潮町進学塾コンパス」を設置し、生徒一人ひとりの希望進路の実現に向けたサポートを行っている。

今回整備を計画する施設を拠点に公設塾を開講することで、町内に居住する高校生及び大方高校に在籍する生徒の交流を図るとともに、進路実現に向けた支援を強化する。

◎大方高校の取組

効果的な教育課程の編成や教育方法の改善による基礎学力の定着、商業コースによる科目選択や資格取得を推進し、進学から就職まで生徒が希望する進路の実現を目指した取組を図っている。

また、コミュニティスクールとして、学校運営協議会を通じて行政機関等とも協働し、地域課題発見解決学習である「総合的な探究の時間」や「地域学」の取組を推進しており、将来の地域を支える人材の育成に取り組んでいる。これらの取組が評価され、平成30年度「防災教育チャレンジプラン」では優秀賞を、令和3年度「ぼうさい甲子園」高校生部門では奨励賞を受賞している。また、令和4年度には、国土強靱化への取り組みを表彰する「第8回ジャパン・レジリエンス・アワード」において継続的な防災教育が評価され準グランプリを受賞、また、地域と連携した学校安全の取組が認められ「安全功労者内閣総理大臣表彰（学校安全関係）」を受賞している。

本施設の整備により地域と協働した探究学習や防災学習の拠点施設となり、地域住民などと触れ合うことで、地域の将来を支える人材を育成し、高校生活を送った地域への理解や愛着の深まりから継続的な関わりを持ち続けることが期待できる。

(地域の活性化)

◎黒潮町の取組

本町では、平成26年に成立したまち・ひと・しごと創生法に基づき策定した「黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、本町の政策全般にまたがる総合戦略と位置づけて各種取組を行い、平成30年度には総合振興計画の計画期間を迎えたことから、総合振興計画の内容を発展・昇華させ、黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を含む本町の新たな計画となる「黒潮町総合戦略」を策定した。これは産業振興を中心とする創生基本計画（従来の黒潮町まち・ひと・しごと創生総合戦略に相当）に加え、福祉基本計画、教育基本計画、防災基本計画の4部で構成され、本町が将来の人口減少克服・地方創生を達成するために特に重要と考える4つの事業領域について、町の基本的な考え方や重点的に取り組む政策・施策・事務事業をそれぞれ記述し、黒潮町が将来にわたって持続可能なまちとして存続していくための取組を展開している。

今回計画する施設が整備されることにより、地域外から進学を希望する生徒の寄宿舎としての機能を有することで暮らしの支えとなり、また、地域の住民と知り合う機会が生まれ、地域内外の交流による地域活力の繁栄に繋がると考える。この他、現在行っている移住定住施策を発展させ、移住検討者の受け皿になる居住空間が確保できることにより、そうした体制整備にも対応できる施設として活用することで多様

な人材の確保に繋がると考えている。

◎大方高校の取組

再編振興計画に基づき、同校では生徒を積極的に地域等、学校外に出して異年齢の方や、他校生との交流によって生徒の成長を促している。なかでも、防災においては黒潮町の掲げる「犠牲者ゼロ」の目標に向けて同校と黒潮町が連携をとり、地域の方と避難路の検証や備蓄庫の点検、避難場所確認、大方高校オリジナルの避難所運営ゲームの実践などを行い、防災力の向上と合わせて、生徒の成長促進のために取り組んでいる。この施設内では地域住民と学生が交流し、様々な年齢層があつまって地域の課題解決について協議・検討する場として活用することで、多角的に物事を捉える生徒の育成にも繋がり、地域住民から学校や生徒への期待の定着が図られると考える。このように施設を活用することで、地域の活性化に繋がる。また、地域行事やボランティア参加等といった活動を通じて郷土愛を育むなど本町に暮らし続けるきっかけづくりとなり、学校が存続することにより地域の活性化に繋がると考える。

■事業実施スケジュール

	R4年度				R5年度				R6年度				R7年度			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月												
基本設計																
実施設計																
管理業務																
建築本体									敷地	建築	→	→				



■整備概要及び位置図



※整備の概要は下記（４）のとおり

(エ) 施設整備等の内容

(単位：千円)

整備内容の説明	金額		経費内訳
	全体	対象	
<p>【(仮) 黒潮町教育振興交流センター】</p> <p>延床面積：1,200 m²程度を想定</p> <p>構造形式：RC造・3階建を想定</p> <p>部屋数：18部屋(36人)を想定</p> <p>※備品についてはベッド、机、その他家電用品等一式を購入予定</p>	461,746	461,746	<p>【全体工事費】 461,746千円</p> <p>R5 ・実施設計費 16,724千円</p> <p>R6 ・監理業務費 4,191千円</p> <p>・建築工事費 432,331千円</p> <p>・備品購入費 8,500千円</p>
合計	461,746	461,746	

(オ) 施設の利活用方策

本町は、人口減少の抑制を目指し、移住施策を平成20年度から推進をはじめ、年度当初は3組8名の実績値であったが、地方創生の取組を始めた平成27年度には18組38名、そして、最新の令和4年度実績は30組66人と組数にして当初の10倍の実績値となり移住者に選ばれる地域となっている。

また、観光振興のひとつとして推進するスポーツツーリズムにおいては、町内に県有の運動施設を有していることから近年は多くのスポーツ団体が訪問し、取組を始めた平成23年度に延べ357人泊であった宿泊者数は令和4年度には延べ14,331人泊と大きな成長を見せている。

そこで、本施設の利活用策として、入居対象者を高校生及び移住者(一般)、また、スポーツツーリズムにより合宿で来町した学生を対象とすることで、共有空間において多様な年代の方々とコミュニケーションを図ることが期待できる。さらに高校生においては学校以外での社会勉強やコミュニケーション能力の向上が図られ、生徒数の増加や多様な人との交流により感化され生徒が成長することによって地域の教育力向上及び地域活性化に繋がると考える。

また、建設予定地は大方高校に隣接する箇所に位置し、高台であるとともに高校教員宿舎もあるなど、遠方から進学を希望する生徒や家族にとっても安心・安全を提供でき、多くの住民が生活をする地区であることから地域との交流イベントにより地域の活性化を図ることに繋がると考える。

①居室の利用

【高校生】

・学生寮機能 : 24時間×365日×24/36=5,840時間

【地域等】

・一時滞在機能 : 24時間×365日×12/36=2,920時間

②共有空間(研修室)の利用

【高校生・地域等】

・公設塾 : 2時間×年60回=120時間

・探究学習(地域課題・防災活動等) : 2時間×年40回=80時間

【地域等】

・地域住民や行政による会合 : 2時間×年24回=48時間

年間施設利用見込み時間数	9,008時間	うち高校生利用可能時間数	6,040時間
--------------	---------	--------------	---------

エ 目標値等の設定

(ア) 地域の教育力の向上

- ・ 大方高校生徒数の維持：1 学年 41 人規模／年（地域内進学 31 人+地域外進学 10 人）
- ・ 公設塾の実施：毎週 2 日開講
- ・ 大学進学：4 大 国公立大学 3 名以上、私立大学 6 名／年

※R4 実績：国公立大学 0 名、私立大学 8 名

(イ) 地域の活性化

- ・ 地域外からの入学生：10 人／年
- ・ 人口の社会増減：均衡（±ゼロ）
- ・ 地域住民の施設利用：延 300 人／年

オ サポート体制・準備体制

本事業については、黒潮町が主体的に行い、完成後についても黒潮町が主体となり運営を実施していく。

なお、食事提供の仕組みに関しては、外部団体への依頼も含めて協議中。

また、大方高校の生徒も入居することから、高知県とも協力をして今後の運営体制を決定していく。

(3) 目標を達成するための SWOT 分析及び今後の戦略シナリオ等

(ア) SWOT 分析

S（強み）

- ・ 保小中高の防災教育を中心とした連携活動体制が確立できている。
- ・ 地域外の生徒確保に向けて取組を展開しており、生徒をサポートする体制も確立している。
- ・ 探究型学習の取組に関しては高い評価を得ている。
- ・ 恵まれた自然環境と県立公園内にスポーツゾーンを有しており、中でも人工芝で整備されたサッカー場があり、その環境を活かして部活動を行うサッカー競技に関しては、セレッソ大阪スポーツクラブから指導者を招聘するなど、他地域よりも優れた環境がある。

W（弱み）

- ・ 少子化により地域の学生数が少ない。
- ・ 町外からの公共交通機関が少ない。
- ・ 民間のアパートが少ない。

O（機会）

- ・ 地域みらい留学の制度に伴い、都市部から地方への高校進学を希望する生徒が増加している。
- ・ 地方移住へのニーズの高まりが継続されている。（移住定住フェアの実施）
- ・ 高等学校を軸とした人材育成に関する方向性が国から示されるなど、魅力化に活用できると想定される施策が増加している。

T (脅威)

- ・ 少子高齢化の更なる進行が危惧されている。
- ・ 教育環境を求めた転出など、若者世代の町外への人口流出。
- ・ 高校魅力化に取り組む地域が増加し、地域外生徒の取り合いとなることで、大方高校への入学者が減少し高校存続が厳しくなる恐れがある。

(イ) 今後の戦略シナリオ及びリスク対策

【S-O】強み(S)を生かして機会(O)をつかむ	【W-O】弱み(W)を克服して機会(O)をつかむ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外を含め地域外からの入学者が増加している機会に、本町が実施する支援策や地域の魅力等を広報することで、入学生や移住者の増加につなげる。 ・ サッカーを中心としたスポーツの環境を有している地域資源をPRし、生徒の増加に繋げる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域外から大方高校に入学した生徒が安心して生活できる、また学習ができる施設を備えた居住空間を提供し、進学をした生徒やその保護者、また出身の中学校による評価につながるよう取組を行う。
【S-T】強みで脅威を回避する	【W-T】弱みを克服し脅威を回避する
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内や近隣市町村の中学生やその保護者に大方高校を選んでもらえるよう支援体制の更なる強化により魅力化を図る。 ・ 高校生には、継続して校外での活動を展開し、保小中の連携した取組により地域の子どもたちの手本となり、将来目指す学校として高校生の活躍を広報する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若い世代が地域を拠点に活動し、多様な世代と交流することで、地域への愛着を育て、黒潮町の将来を担う人材育成に取り組む。

目標等を達成するための取り組み

年度	取り組み	目標
令和5～6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大方高等学校との連携・協議 ・ 「地域みらい留学」や女子サッカー一部への勧誘等を積極的に実施して、地域外からの入学生受入を推進 ・ 公設塾の着実な実施 ・ 交流施設の実施設計 (R5) 及び建築工事 (R6) ・ 新設予定の施設を積極的にPR ・ 地域密着型の部活動の確立 (地域ボランティアの実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域外からの入学希望者：10名 ・ 令和6年度入学生：41名 ・ 公設塾生の希望する進路への進学率：100% ・ 移住者数：30組60人 ・ スポーツツーリズムによる町内宿泊者数：15,000人泊 ・ 女子サッカー一部県大会優勝
令和7～9年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続した情報発信と新施設の積極的PRを含めた地域外生徒の受入を推進 ・ 新施設において公設塾を実施 ・ 新施設において、地域住民等との探究活動を開催 ・ 地域課題解決学習及び防災活動等の連携 ・ 他市町村の中学生及び高校生との交流促進 ・ 地域と連携した学校運営への取り組み (外部人材の招致による生徒の成長を促進) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域外からの入学希望者：10名以上 ・ 令和7～9年度入学生：41名以上 ・ 公設塾生の希望する進路への進学率：100% ・ 移住者数：30組60人 ・ スポーツツーリズムによる町内宿泊者数：15,000人泊 ・ 女子サッカー一部四国大会優勝

大方高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の取り組み

高等学校振興課
令和5年度当初予算【債務負担行為】5,769千円

参考資料1

大方高校の存続・発展に向けた取組について

- 平成17年度に大方商業高等学校から現在の大方高等学校に再編
- 近年は入学者が30名前前後で推移しており、生徒数の確保に向けて高校魅力化に取り組んでいる。

【主な取組内容】

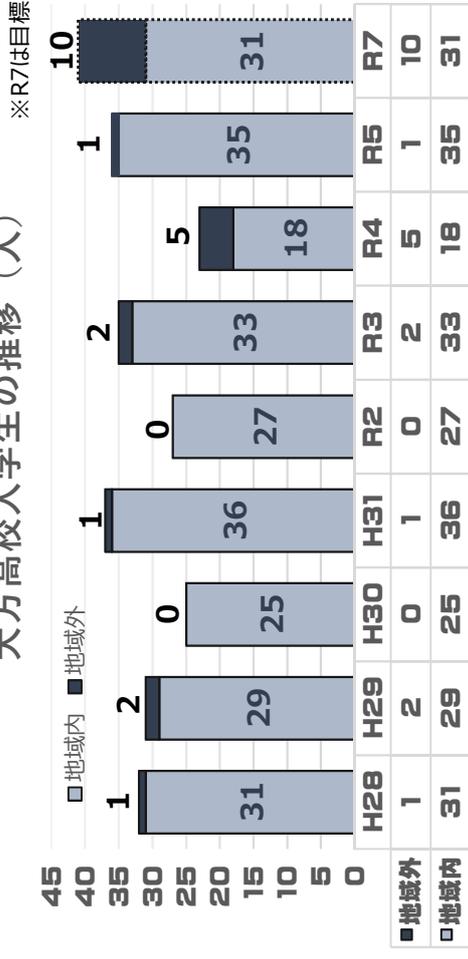
- 防災教育等を通じた地域との協働による探究的な学びの推進
- 特色ある部活動（女子サッカー部）の活性化
- 地域みらい留学（県外生徒募集）への参加 など



【取組の成果】

- 黒潮町の防災をテーマにした探究型の学習がR4内閣総理大臣表彰を受賞
- 女子サッカー一部による町外からの入学者数 [R2:1人・R3:3人・R4:2人・R5:1人]
- 県外からの入学者数の維持 [H28:1人→R4:3人（東京都、大阪府、長野県）・R5:1人（京都府）]

大方高校入学生数の推移（人）



注：地域外は幡多地域以外の中学校からの入学者数

6

さらなる取組強化のため、移住者や大方高校生の受入機能、地域住民等との交流機能を備えた複合施設の整備を計画

県は交付金にてバックアップ

教育振興施設整備事業費交付金

- 対象事業：県立高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化に資する施設
- 交付率：過疎債等を充当し、算出される交付税措置額を除いた市町村負担となる額の1/2以内

（仮）黒潮町教育振興交流センター

- 1 事業実施主体・・・黒潮町
- 2 事業費・・・・・・・・・・県交付金予定額（今回申請額）：2,832千円（交付予定総額80,198千円）
- 3 施設概要・・・・・・・・・・RC3階建て（延床面積：約1,200㎡）
 - （1）居住スペース：学生寮、移住者等の一時滞在施設
 - （2）交流スペース：学生、地域住民等の集会施設
 - （3）研修・学習スペース：公設塾、探究学習の実施会場 など
- 4 事業スケジュール



【施設における具体的な取組計画】

- ① 生徒受入（居住）機能
地域外からの生徒受入を促進するための高校生の居住機能
- ② 移住促進機能
町内の受入体制を充実させるための移住者の居住機能
- ③ 地域住民等との交流機能
地域住民と学生が交流することで、生徒のコミュニケーション能力の向上や生徒が将来を考えるきっかけを作ることができる
- ④ 教育充実機能
生徒の進路実現に向けた支援を強化するための公設塾の開設



※基本設計は黒潮町の予算で実施

高知県教育振興施設整備事業費交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県教育振興施設整備事業費交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 県は、県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」を効果的に推進し、県立高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化を図ることを目的として、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金額の算定対象となる事業)

第3条 交付金額の算定対象となる事業（以下「交付金事業」という。）は、市町村が県立高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化を図ることを目的として行う事業であって、別表に定めるものとする。

(交付金の交付期間)

第4条 交付金を交付する期間は、交付金事業が完了した年度の翌年度とする。ただし、これにより難しい場合は、2年以内で複数年にわたり交付することができる。

(交付金の使途)

第5条 交付された交付金は、次の各号に掲げる事業等に充当するものとする。

- (1) 減債基金等の基金への積立金（当該施設の整備のために借り入れた地方債の元利償還金に充当）
- (2) 当該施設の整備のために借り入れた地方債の元利償還金
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県立高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化の推進に資するものとして高知県教育長が必要であると認める事業

(交付金事業の採択等)

第6条 交付金の交付を受けようとする市町村は、交付金事業を実施する前に別記第1号様式による事業実施計画書を高知県教育長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 高知県教育長は、前項に規定する事業実施計画書の提出された場合であって、採択の決定を行ったときは、教育委員会の意見を付して、当該提出市町村にその旨を通知する。また、不採択の決定を行ったときはその理由を付して、当該提出市町村に通知するものとする。

3 市町村は、前項の規定により採択を受けた事業実施計画書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による事業実施計画変更書を高知県教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 第2項の手続きは、前項の事業実施計画書の内容の変更の場合について準用する。

(交付金の交付の申請)

第7条 交付金の交付を受けようとする市町村は、別記第3号様式による交付申請書を高知県教育長に提出しなければならない。

(交付金の交付の決定)

第8条 高知県教育長は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、交付金の交付を

決定し、当該市町村に通知するものとする。

2 高知県教育長は、前項の規定による通知に際し、必要な条件を付することができる。

(交付金の交付の条件)

第9条 交付金の交付の目的を達成するため、市町村は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に交付金事業廃止（中止）承認申請書（別記第4号様式）を高知県教育長に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 交付金事業の収支を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、交付金事業の完了日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、第2条に規定する交付目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 取得財産のうち、規則第19条第1項第2号の規定により高知県教育長が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具等（この条において「取得財産等」という。）とし、取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。ただし、高知県教育長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 高知県教育長は、市町村が取得財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した交付金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

(交付金の変更)

第10条 市町村は、交付の決定を受けた交付金事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要事項を変更しようとするときは、あらかじめ別記第5号様式による変更交付申請書を高知県教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付金の額の変更（交付金の額の20パーセントを超えない範囲で減額しようとする場合を除く）
- (2) 前号に掲げる場合のほか、交付金事業の重要な部分に関する事項であって、高知県教育長が変更手続きを要すると認めたもの（必要に応じて高知県教育長に事前協議すること。）

(交付金の交付の変更決定)

第11条 高知県教育長は、前条の規定による変更交付申請が適当であると認めたときは、当該市町村に通知するものとする。

(交付金事業の実績報告等)

第12条 市町村は、交付金事業の完了日の属する年度の翌年度の5月31日（交付金事業を廃止した場合にあっては、廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日）までに実績報告書（別記第6号様式）等を高知県教育長に提出しなければならない。

(交付金事業の年度終了実績報告)

第13条 交付金事業が複数年度にわたるときは、当該事業年度の翌年度の4月5日までに年度終了実績報告書（別記第7号様式）を高知県教育長に提出しなければならない。

(交付金の請求)

第14条 交付金の支払を受けようとする市町村は、第12条又は前条の規定により交付すべき交付金が確定した後に、別記第8号様式による請求書を高知県教育長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告等)

第15条 高知県教育長は、必要があると認めるときは、市町村に対し交付金事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第16条 市町村は、交付金に係る事業の実施において物品等を調達するときは、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 交付金事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和5年7月6日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第9条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項並びに第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

交付金事業	交付金事業費限度額	交付金額
<p>市町村が行う以下の要件に全て該当する施設の建設費（設計費、備品購入費を含む。ただし、国費相当額を除く。）</p> <p>① 県立高等学校再編振興計画で「中山間地域の学校」と位置づけた10校（※）及び10校に準ずる高等学校を核とした地域の教育力向上及び活性化を推進するための施設</p> <p>② 県立高等学校再編振興計画及び各学校のアクションプランに位置づけられた事業の推進に寄与する施設（50%以上の利用を各学校の高校生ができること）</p> <p>③ 市町村が「県立高等学校を核とした地域の教育力向上及び活性化に関する計画書」を策定し、県の教育委員会で整備を承認された施設</p> <p>※ 室戸高等学校、中芸高等学校、嶺北高等学校、佐川高等学校、窪川高等学校、構原高等学校、四万十高等学校、清水高等学校、高知追手前高等学校吾北分校、中村高等学校西土佐分校</p> <p>備品購入費は、施設の建設とあわせて整備する場合のみ対象とし、当該施設の通常の利用において、社会通念上一体的に必要とされる備品とする。</p>	<p>交付金事業費限度額</p> <p>事業費の上限額 600,000千円 (ただし、備品購入費は事業費の5.4%以内とする。)</p>	<p>交付金額</p> <p>(1) 交付金事業費（交付の要件を満たした事業費をいう。以下この表において同じ。）の中に、備品購入費であって、過疎対策事業債等（合併特例債又は過疎地域の市町村にあっては過疎対策事業債を、過疎地域以外の市町村にあっては地域活性化債をいう。以下同じ。）の対象外のものがあるときは、次の（ア）と（イ）との合計額とする。</p> <p>(ア) 備品購入費の2分の1の額以内の額</p> <p>(イ) 交付金事業費から当該備品購入費を除いた額のうち、過疎対策事業債等の元利償還金に対して措置される普通交付税の額を除いた額の2分の1以内の額</p> <p>(2) 交付金事業費の額の中に、備品購入費であって、過疎対策事業債等の対象外のものがないときは、交付金事業費のうち、過疎対策事業債等の元利償還金に対して措置される普通交付税の額を除いた額の2分の1以内の額とする。</p> <p>(3) 交付金事業費の全部又はその一部についてデジタル田園都市国家構想交付金を活用する交付金事業であっては、次の（ア）から（ウ）までの合計額とする。</p> <p>(ア) 交付金事業費のうち、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）の交付対象事業分については、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備タイプ）及び補正予算債又は過疎対策事業債等の元利償還金に対して措置される普通交付税額を除いた額の2分の1以内</p>

		<p>の額</p> <p>(イ) 交付金事業費のうち、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の交付対象事業分については、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）及びデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）の交付対象事業分に対して措置される特別交付税の額を除いた額の2分の1以内の額</p> <p>(ウ) 交付金事業費のうち、デジタル田園都市国家構想交付金の交付対象事業分を除いた分については、(1)又は(2)において、「交付金事業費」を「交付金事業費からデジタル田園都市国家構想交付金の交付対象事業分を除いた額」と読み替えて算定した額</p> <p>上記の場合において、(1)の(イ)のときは、交付金事業費から当該備品購入費を除いた額の全額に過疎対策事業債等を充当したもとして算定するものとし、(2)のときは、交付金事業費の全額に過疎対策事業債等を充当したもとして算定するものとする。(3)の(ウ)において、「交付金事業費」を「交付金事業費からデジタル田園都市国家構想交付金交付対象事業分を除いた額」と読み替えて算定する場合、(1)のイ又は(2)の例により算定するものとする。</p> <p>なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。</p>
--	--	--